

船橋市農委だよりの発行に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市農委だより（以下「農委だより」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(発行)

第2条 農業委員会が農業一般に関する情報を提供することにより、船橋市の農業の振興に資するため農委だよりを発行する。

2 農委だよりは、年2回発行する。ただし、必要があるときは、臨時に発行することができる。

(配布等)

第3条 農委だよりは、本市の農業者及び会長が必要と認めた者に対し無料で配布する。

(編集委員会)

第4条 農委だよりの企画、編集等を行うため、農委だより編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。

2 編集委員会の定数は5人とし、会長が指名する農業委員会の委員をもって組織する。

3 編集委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

5 委員長は委員会を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 委員の任期は、農業委員会の委員としての任期による。

8 委員会の会議は、委員長が招集する。

9 委員等は、農委だよりの発行に関し、知り得た他人の秘密を他に漏らしてはならない。

(補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか、農委だよりに関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月20日から施行する。